

前原スカイスポーツ振興会
雷山フライトエリア 管理規程

1996年 9月制定
2008年 12月改定
2014年 1月改定
2022年 9月改定
2023年 1月改定

1. 総則

本規程はハンググライディング、パラグライディングの飛行のためのテイクオフエリア、ランディングエリアの維持、管理を行うと共に、自然環境を保護するために定めるものである。

2. エリア名

本規程を運用するエリア名称を「雷山フライトエリア」とする。

3. エリア管理者、フライヤー管理者

○テイクオフ管理者

福岡森林管理署およびアクションパラグライダースクール

○道路管理者

福岡森林管理署

○ランディング管理者

土地所有者およびアクションパラグライダースクール

○フライヤー管理者

アクションパラグライダースクール

4. フライト資格、フライト条件

- ①公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟のフライヤー登録または他団体の登録が有効な者。
- ②ビジターは2名以上のチームを受け付ける
- ③ビジターがトラブル等を起こした場合はチームで解決しなければならない。
- ④ハングライダーはC級、NP級以上、パラグライダーはNP級以上の技能証を有する者。(練習生はイントラ同伴)
- ⑤国内外で上記と同等の技能証を取得し、フライトによる損害を担保する損害賠償責任保険に加入している者。(IPPIカード3以上)
- ⑥本エリアのフライト未経験者はフライト経験のあるアクション会員でP証所持者の同伴を必要とする。
- ⑦フライトは平均風速6m以下で行わなければならない
- ⑧単独での入山、フライトは禁止する。

5. フライト料金 (PG、HG 共通)

①年間会員

年会費 16,000円

②ビジター費

1日 2,000円

6. ビジターの管理

ビジターフライヤーの安全を確保するために入山者の管理を行う。

- ① ビジター希望者は事前にアクションパラグライダースクールホームページでビジター登録を行うこと。
- ② フライト終了後はショートメールで帰着報告を行うこと。
- ③ 山沈の場合はビジターチームで回収すること。
- ④ ビジターにけが人が出た場合は速やかに救急車を手配すること。
(消防署は雷山の鍵を持っています。)

ビジター連絡先

PG 小林 秀彰 ショートメール 090-5082-2202

HG 山口 茂則 ショートメール 090-3602-2424

7. 地元優先

- ① 地元住民の方の御迷惑にならない様に配慮し行動しなければならない。特に車の運行には注意し、車の駐車場所は指定の場所以外には駐車してはならない。
- ② 地元住民の方へはフライトさせていただいているという感謝の気持ちを持ち、必ず挨拶を行うこと。

8. 火気厳禁

テイクオフ周辺は火気厳禁の為禁煙とする。喫煙は車両の中で行うこと。

9. 地元住民の方へ迷惑や損害を与えた場合

(ツリーラン、アウトランディング等で植樹林、田畑等に損害を与えた場合など)

- ① 地主さんを探し指示を仰ぐ。
- ② 誠意をもって速やかに現状復旧にあたり、被害の弁償を行う。
- ③ ツリーラン、アウトランディングを行った場合は地元の方からの 110 番通報の可能性があるため、必ず警察署と消防署には連絡を行い、被害の有無を届けなければならない。

10. エリアの維持、管理

- ① テイクオフは3年毎の9月に契約更新を行う。(福岡森林管理署)
- ② ランディングの地主さんや地元団体(区等)には年1回の謝礼を行う。
- ③ 草刈り等の維持作業は雷山エリア会員の協力で随時行う。
- ④ 樹木の伐採は営林署の許可を受けて行わなければならない。

11. 自己責任の原則

車両運行、フライト等、本人行動の結果生じた事に関してはそのフライヤー自身が全責任を負わなければならない。

12. 事故報告義務

本エリアでの事故等は、大小に関係なくアクションパラグライダースクールに報告しなければならない。

13. クロスカントリーフライト (XC フライト)

- ① JHF(公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟)が発行する XC 技能証明を有するものは XC フライトを認める。
- ② パイロット技能証明を有する者が XC 技能証明取得の為に練習フライトを行う場合、XC 技能証を有する教員、助教員の許可を必要とし、XC 技能証を有するパイロットが同伴しなければならない。

- ③XCフライトを行うものは、シーズン毎に事前に、アクションパラグライダースクールに申請しなければならない。その際、風向きによる複数のフライトコース図、緊急ランディング地、フライト目標、目的ゴール、同走車両、回収車両のコース等の計画書を提出しなければならない。
- ④成り行きでの単独XCフライトは危険防止の為禁止する。ただし、複数での連絡を取り合いながらの安全なXCフライトは認める。
- ⑤フライヤーは必ず回収車を確保した上でXCフライトを行わなければならない。

14.アウトランディング

- ①XCフライトおよびXC練習フライト以外でのアウトランディングを禁止する。
- ②アウトランディングした場合は罰金1,000円を添えてアウトランディング報告書をアクションパラグライダースクールに提出しなければならない。

アウトランディング報告書の書式

- ・氏名、住所、技能証、
- ・発生日時
- ・アウトランディングした理由、状況
- ・アウトランディングした場所の地図
- ・被害の有無
- ・被害が出た場合の処置

15.フライト期間

指定ランディングの稲刈りが終わった時期から田植えの始まる時期までとする。

16.罰則規程

上記規程に違反したフライヤーは期間を定めフライト禁止とする。

17.専用道路の車両運行について

雷山エリアは鍵で閉鎖された国有地内の道路を使用するため、アクションパラグライダースクールの許可車両以外の車両は通行できない。

- ① 専用道路使用については登山者に留意して安全に通行すること。
- ② 車両運転者の責に帰すべき原因により道路、もしくは道路施設を損壊した場合は、直ちにその旨を福岡森林管理事務所に報告し、指示に従い現状復旧、またはその損害額を賠償しなければならない。
- ③ 使用車両は4トン以下(総重量9トン以下)とし安全運転を行う

18.緊急連絡先

- 小林 (エリア管理者) 携帯 090-5082-2202
- 福岡森林管理署 TEL. 092-843-2100
- 前原警察署地域課 TEL. 092-322-0110
- 糸島消防署 TEL. 092-322-4222
- 九州電力前原営業所 TEL. 092-322-2666

19. 使用無線機、周波数

携帯する無線機はデジタル簡易無線機(上空用)のみとする。

チャンネル 通常 ・SKY5 ・ユーザーコード 000
非常時 その都度現場で決定する